

平成 2 8 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

印刷物番号

28-54

も く じ

報告第12号	訴訟上の和解に係る専決処分の報告について-----	1
議案第71号	平成28年度大東市一般会計補正予算（第5次）について-----	別冊
議案第72号	平成28年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第3次） について-----	別冊
議案第73号	平成28年度大東市介護保険特別会計補正予算（第2次）に ついて-----	別冊
議案第74号	平成28年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第2次）について-----	別冊
議案第75号	平成28年度大東市水道事業会計補正予算（第1次）につい て-----	別冊
議案第76号	平成28年度大東市下水道事業会計補正予算（第1次）につ いて-----	別冊
議案第77号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	4
議案第78号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	5
議案第79号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	6
議案第80号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	7
議案第81号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	8
議案第82号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	9
議案第83号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	10
議案第84号	市道路線の認定について-----	11
議案第85号	財産の無償譲渡について-----	12
議案第86号	大東市立北条人権文化センターの指定管理者の指定について-----	13
議案第87号	大東市立野崎人権文化センターの指定管理者の指定について-----	14
議案第88号	大東市立菊水温泉の指定管理者の指定について-----	15
議案第89号	大東市事務分掌条例の一部を改正する条例について-----	16
議案第90号	大東市地域の伝統文化の継承および都市魅力の向上に資する 事業に関する条例について-----	19
議案第91号	大東市職員の退職手当に関する条例および大東市に勤務する	

	企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正 する条例について-----	2 3
議案第 9 2 号	大東市市税条例等の一部を改正する条例について-----	2 7
議案第 9 3 号	大東市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正 する条例について-----	3 7
議案第 9 4 号	大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について-----	3 9
議案第 9 5 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について-----	4 1
議案第 9 6 号	大東市地域広場条例について-----	4 4
議案第 9 7 号	大東市基金条例の一部を改正する条例について-----	5 0
議案第 9 8 号	大東市下水道条例の一部を改正する条例について-----	5 2



報告第12号

訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

建物明渡等請求事件（枚方簡易裁判所平成28年（ハ）第690号）に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 平成28年9月29日 |
| 2 和解の相手方 | 
 |
| 3 和解の内容 | <p>(1) 大東市（以下「市」という。）は、和解の相手方（以下「相手方」という。）に対し、平成28年2月27日限りをもって行った建物（以下「本件建物」という。）の入居承認の取消を、和解期日をもって撤回し、本件建物についての賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）は、和解期日以降、存続することを確認する。</p> <p>(2) 市及び相手方は、相手方が、市に対し、平成28年9月16日、本件建物にかかる滞納家賃31万5600円及び平成28年2月28日から同年9月30日までの賃料相当損害金34万1100円のうち、13万4400円を支払ったことを相互に確認する。</p> <p>(3) 相手方は、市に対し、上記(2)の賃料相当損害金の残額</p> |

20万6700円の支払義務があることを認め、相手方は、市に対し、同金員を次のとおり分割して、市に持参または送金して支払う。ただし、送金手数料は相手方の負担とする。

ア 平成28年10月から平成30年5月まで毎月末日限り1万円ずつ

イ 平成30年6月30日限り6700円

(4) 相手方が上記(3)の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に上記(3)の期限の利益を喪失し、相手方は、市に対し、上記(3)の金員から既払額を控除した残金を上記(3)と同じ方法で直ちに支払う。

(5) 次のいずれかに該当したときは、本件賃貸借契約は当然解除となる。

ア 相手方が本件賃貸借契約に基づく賃料（大東市営住宅条例第15条に基づき毎年決定される金額）の支払を2回以上怠ったとき

イ 相手方が上記(3)の分割金の支払を2回以上怠ったとき

(6) 上記(5)により本件賃貸借契約が解除となったときは、相手方は、市に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

(7) 相手方は、上記(6)により本件建物を明け渡したときに本件建物内に残置した動産については、すべてその所有権を放棄し、市が自由処分することに異議がない。ただし、その処分費用は相手方の負担とする。

(8) 本件賃貸借契約が解除となったときは、相手方は、市に対し、本件賃貸借契約が解除された日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月4万8200円の割合による賃料相当損害金を支払う。

(9) 市は、その余の請求を放棄する。

(10) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、

和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解の理由

建物明渡等請求事件の審理の中で、相手方が継続して本件建物に居住したいとの意向を示した上で、滞納家賃の全額および賃料相当損害金の一部を納付し、併せて、賃料相当損害金残額を2年以内で完納とすること、ならびに今後発生する家賃を滞納しないことを条件として受け入れたため。

議案第77号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 橋本 正幸氏の任期が、平成29年3月23日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

橋 本 正 幸

生年月日



公 職 歴

昭和53年	4月	～	平成16年	3月	大東市奉職
平成19年	5月	～	現在		保護司
平成23年	3月	～	現在		大東市固定資産評価審査委員会委員

議案第78号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 小松 崇氏の任期が、平成29年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	小 松 崇
生年月日	████████████████████

公 職 歴			
昭和60年	6月	～ 現在	保護司
平成7年	7月	～ 現在	人権擁護委員

議案第80号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 加戸 夕起子氏の任期が、平成29年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	加 戸 夕 起 子
生年月日	████████████████████

公 職 歴		
平成13年12月	～ 平成19年11月	民生委員
平成13年12月	～ 平成19年11月	児童委員
平成17年 7月	～ 現在	人権擁護委員

議案第 81 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 間野 功雄氏の任期が、平成 29 年 6 月 30 日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

間 野 功 雄

生年月日



公 職 歴

平成 26 年 7 月 ～ 現在 人権擁護委員

議案第82号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 植田 文子氏の任期が、平成29年6月30日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

松 川 正 義

生年月日



公 職 歴

昭和50年 7月 ～ 平成28年 3月 大東市奉職

議案第 83 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員 柿木 保恵氏の任期が、平成 29 年 6 月 30 日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	橘 敏 和
生年月日	████████████████████

公 職 歴		
昭和 46 年	4 月	大東市奉職
平成 23 年	4 月	街づくり部長
平成 24 年	4 月	～ 現在 大東市再任用職員

議案第 84 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- | | |
|----------------|---|
| 1 御供田三丁目 10 号線 | (起点) 大東市御供田三丁目 20 番 5 先
(終点) 大東市御供田三丁目 20 番 8 先 |
| 2 北条六丁目 17 号線 | (起点) 大東市北条六丁目 1438 番 8 先
(終点) 大東市北条六丁目 1438 番 13 先 |

理 由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定により築造された開発道路および本市へ無償寄付された道路を市道として認定するため。

議案第 85 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1 無償譲渡する財産

土地

所在地番	地積 (㎡)	地目
四條畷市北出町 1 7 6 番 1 1	2 4 5 ㎡のうち持分 3 分の 2	学校用地
四條畷市北出町 1 7 6 番 1 3	2 6 8 ㎡のうち持分 3 分の 2	学校用地
四條畷市北出町 1 7 6 番 1 5	1, 0 0 2 ㎡のうち持分 3 分の 2	学校用地

2 無償譲渡の相手方

箕面市白島三丁目 5 番 5 0 号

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

理事長 高 木 哲 夫

3 無償譲渡する日

平成 29 年 4 月 1 日

4 無償譲渡する理由

養護老人ホーム等の利用に供することにより、本市の高齢者福祉サービスの向上に寄与するため。

議案第 86 号

大東市立北条人権文化センターの指定管理者の指定について

大東市立北条人権文化センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立北条人権文化センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市北条四丁目2番12号
特定非営利活動法人 ほうじょう |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

議案第 87 号

大東市立野崎人権文化センターの指定管理者の指定について

大東市立野崎人権文化センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立野崎人権文化センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市野崎一丁目12番6号
特定非営利活動法人 大東野崎人権協会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

議案第 88 号

大東市立菊水温泉の指定管理者の指定について

大東市立菊水温泉の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立菊水温泉 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市北条四丁目 7 番 3 2 号
菊水温泉浴場運営委員会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで |

議案第 89 号

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例について

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成 29 年 4 月 1 日から機構改革を実施すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市事務分掌条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例

第3条を削る。

第2条の見出しを「(分掌事務)」に改め、同条第1項および第2項中「事務分掌」を「分掌する事務」に改め、同条第3項中「事務分掌」を「分掌する事務」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(15) 産業の振興に関すること。

(16) 労働行政に関すること。

第2条第4項中「事務分掌」を「分掌する事務」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 徴収困難な債権の回収に関すること。

第2条第5項中「事務分掌」を「分掌する事務」に改め、同項中第5号および第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、同条第6項から第8項までの規定中「事務分掌」を「分掌する事務」に改め、同条を第3条とする。

第1条の見出しを「(内部組織の設置)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長の直近下位の内部組織を、次のとおり設置する。

第1条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置およびその分掌する事務について、必要な事項を定めるものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第90号

大東市地域の伝統文化の継承および都市魅力の向上に資する事業に関する条例について

大東市地域の伝統文化の継承および都市魅力の向上に資する事業に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地域の伝統文化の継承および都市魅力の向上に資する事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるため。

大東市地域の伝統文化の継承および都市魅力の向上に資する事業に関する
条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（目的）

第1条 この条例は、大東市市制施行60周年を記念し、地域に根ざした伝統および文化を市民の財産として育み、次代に引き継ぐとともに、本市の都市魅力の向上に資するための事業を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（だんじり集結プロジェクト事業）

第2条 市長は、「だんじり（規則で定めるものを含む。）」が集結する事業（以下「だんじり集結プロジェクト事業」という。）を実施するものとする。

2 だんじり集結プロジェクト事業に参加することを表明した第5条第1項に定める地域団体（以下第5条を除き「地域団体」という。）等は、自主的かつ主体的な活動の一環として参加するものとする。

（だんじり文化継承事業）

第3条 地域団体は、「だんじり（規則で定めるものを含む。）」を介して地域の伝統文化を継承する事業（以下「だんじり文化継承事業」という。）を実施することができる。当該事業の実施にあたっては、複数の地域団体が共同により実施することができる。

（地域文化継承推進事業）

第4条 第6条第1項に定める住民自治団体（以下第6条を除き「住民自治団体」という。）は、規則で定めるところにより、地域の伝統文化の継承を推進する事業（以下「地域文化継承推進事業」という。）を実施することができる。当該事業の実施にあたっては、複数の住民自治団体が共同により実施することができる。

（地域団体）

第5条 この条例において地域団体とは、郷土に根ざした伝統文化の行事を行うため、その象徴として他に代替できない「だんじり（規則で定めるものを含む。）」を所有および使用している団体で、主として本市の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成されたものをいう。

2 前項に定めるもののほか、地域団体に関することは、規則で定める。

(住民自治団体)

第6条 この条例において住民自治団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第260条の2第1項に規定する地縁による団体等をいう。

2 前項に定めるもののほか、住民自治団体に関することは、規則で定める。

(集結参加補助金、だんじり継承補助金および地域継承推進補助金の交付)

第7条 市長は、「だんじり（規則で定めるものを含む。）」を介してだんじり集結プロジェクト事業に参加する地域団体に対し、当該事業に参加するための経費（当該事業に参加するための準備に要した経費を含む。）として、大東市だんじり集結プロジェクト事業参加補助金（以下「集結参加補助金」という。）を交付することができる。

2 市長は、「だんじり（規則で定めるものを除く。）」を介してだんじり文化継承事業を実施する地域団体に対し、当該事業を実施するための経費として、大東市だんじり文化継承補助金（以下「だんじり継承補助金」という。）を交付することができる。

3 市長は、地域文化継承推進事業を実施する住民自治団体（規則で定めるものを除く。次条第3項において同じ。）に対し、当該事業を実施するための経費として、大東市地域文化継承推進補助金（以下「地域継承推進補助金」という。）を交付することができる。

(集結参加補助金、だんじり継承補助金および地域継承推進補助金の額等)

第8条 前条第1項に規定する集結参加補助金の額は、予算の範囲内において、1の地域団体につき50万円（規則で定めるものを介する場合にあっては、25万円）を上限とする。

2 前条第2項に規定するだんじり継承補助金の額は、予算の範囲内において、1の地域団体につき50万円（複数の「だんじり（規則で定めるものを除く。）」を所有および使用する地域団体にあっては、100万円）を上限とする。

3 前条第3項に規定する地域継承推進補助金の額は、予算の範囲内において、1の住民自治団体につき25万円を上限とする。

4 集結参加補助金、だんじり継承補助金および地域継承推進補助金（以下「参加・継承補助金」という。）の交付は1回限りとする。ただし、交付する参加・継承補助金の額が、前3項に定めるそれぞれの上限の額に満たない場合は、規則で定める参加・継承補助金の交付の時期の範囲内において、それぞれの上限の額に達するまで、2回以上に分けて交付することができる。

5 前4項に定めるもののほか、参加・継承補助金の対象となる経費およびその他交付等に関することは、規則で定める。

(事業中止等の場合における参加補助金)

第9条 雨天その他の理由により、だんじり集結プロジェクト事業が中止等となった場合は、地域団体がだんじり集結プロジェクト事業に参加するための準備に要した経費として、規則で定めるところにより、前条第1項に定める集結参加補助金の額の一部を交付することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、だんじり集結プロジェクト事業、だんじり文化継承事業および地域文化継承推進事業に関することは、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、規則で定める日から適用する。ただし、第3条、第4条、第6条、第7条第2項および第3項、第8条第2項から第4項（だんじり継承補助金および地域継承推進補助金に係る規定に限る。）までならびに第10条（だんじり文化継承事業および地域文化継承推進事業に係る規定に限る。）の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(この条例の効力)

2 この条例の効力は、規則で定める日までとする。

議案第 91 号

大東市職員の退職手当に関する条例および大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の退職手当に関する条例および大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）が平成 29 年 1 月 1 日から施行されることにより、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）が改正されることにかんがみ、所要の改正を行うため。

大東市職員の退職手当に関する条例および大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「または広域求職活動費」を「または求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項または第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）および」を加え、「これら」を「第7項または第8項」に改める。

（大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第2条 大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第7項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(大東市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 退職職員（退職した大東市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例の規定による改正後の大東市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項または第6項の勤続期間を計算する場合における大東市職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0）」とする。

第3条 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の大東市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する大東市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第10条第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する大東市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第92号

大東市市税条例等の一部を改正する条例について

大東市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が、平成28年4月1日付けで施行されたことに伴い、急を要する部分は専決処分を行ったが、同日以降に係る施行分について、関係規定の一部改正を行う必要等があるため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第19条中「および第2号」を「、第2号および第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「ならびに第5号および第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日またはその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「および第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、または国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）

は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項および第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）

は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合または法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合または法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係

る更正の通知をした日までの期間

付則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改める。

付則第16条第3項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改める。

付則第16条第4項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改める。

付則第19条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「付則第19条の4第1項」を「付則第19条の4の2第1項」に改め、同項第2号中「、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項」を「ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項」に、「付則第19条の4第1項」を「付則第19条の4の2第1項」に改め、同項第3号中「付則第19条の4第1項」を「付則第19条の4の2第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「付則第19条の4第1項」を「付則第19条の4の2第1項」に改め、同条第3項中「第33条および」を「同条および」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「付則第19条の4第3項」を「付則第19条の4の2第3項後段」に改め、

同項第2号中「、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項」を「ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項」に、「付則第19条の4第3項」を「付則第19条の4の2第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第19条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「付則第19条の4第3項」を「付則第19条の4の2第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「または配当所得」を「もしくは配当所得」に改め、同項第4号中「付則第19条の4第3項」を「付則第19条の4の2第3項後段」に改め、同条第6項中「付則第19条の4第3項」を「付則第19条の4の2第3項前段」に改め、同条を付則第19条の4の2とし、付則第19条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等または外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第1

項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項および第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項および第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項および第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第7条第18項（同法第11条第12項および第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等または外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の

額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたものおよびその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項および第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(大東市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大東市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項中「、新条例」を「、大東市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大東市市税条例第19条、第43条、第48条および第50条の改正規定ならびに同条例付則第19条の4の改正規定および同条を付則第19条の4の2とし、付則第19条の3の次に1条を加える改正規定ならびに第2条の規定ならびに次条第1項、第3項および第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中大東市市税条例付則第16条の改正規定および付則第3条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中大東市市税条例付則第6条の改正規定および次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例付則第19条の4の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

4 新条例第48条第5項および第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項または第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 93 号

大東市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について

大東市農業委員会の委員の定数条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行し、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市農業委員会の委員の定数条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年条例第7号）の全部を改正する。

農業委員会等に関する法律（平成26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、大東市農業委員会の委員の定数は、18人とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の委員の定数については、なお従前の例による。

議案第94号

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が平成28年4月1日から施行し、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、地域密着型サービスに地域密着型通所介護が加えられたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条第2項、第60条第2項」を「第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項」に改め、「第17条第2項第1号」の次に「、第36条第2項第1号、第40条の15第2項第1号」を、「第17条第2項第3号」の次に「、第36条第2項第3号、第40条の15第2項第4号」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に整備の対象となる記録およびこの条例による改正前の大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の規定により保存されている記録について適用する。

議案第 95 号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）が平成 29 年 1 月 1 日から施行されることにより、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第11項を付則第13項とし、付則第10項を付則第12項とし、付則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑

所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大東市国民健康保険税条例付則第10項および第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第96号

大東市地域広場条例について

大東市地域広場条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市地域広場に関し、必要な事項を定めるため。

大東市地域広場条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（設置）

第1条 市民に憩いと集いの場を提供し、地域における市民相互の交流を図るため、大東市地域広場（以下「地域広場」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 地域広場の名称および位置は、規則で定める。

（行為の制限）

第3条 地域広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真または映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 催しのために地域広場の全部または一部を独占して使用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の地域広場の使用に支障を及ぼさないと認める場合で、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益にならず、またはその利益になるおそれがないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可を行うに当たって、地域広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の禁止）

第4条 地域広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項または次条第1項の許可に係るものについて市長が特別に認める場合においては、この限りでない。

- (1) 地域広場を損傷し、または汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、または植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。

- (4) 鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること。
- (5) はり札もしくははり紙をし、または広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 車両を乗り入れ、または停めておくこと。
- (8) 地域広場を第1条に規定する設置の目的以外の目的に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域広場の管理上支障があると認められること。

(占用の許可)

第5条 工作物その他の物件を設けて地域広場を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、公衆の地域広場の使用に支障を及ぼさないと認める場合で、かつ、暴力団の利益にならず、またはその利益になるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可を行うに当たって、地域広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(占用料)

第6条 第3条第1項または前条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、別表に掲げる額の占用料を納付しなければならない。

(占用料の納付)

第7条 前条の占用料は、第3条第1項または第5条第1項の許可を受けたときに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項または第5条第1項の許可を受けた期間が複数年度にわたる場合は、初めの年度の期間に係る占用料については第3条第1項または第5条第1項の許可を受けたときに、次の年度以後の期間に係る占用料については当該年度の占用料をその年度の初めに納付しなければならない。

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、当該年度内において占用料の分納を認めることができる。

(占用料の減免)

第8条 市長は、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合は、規則で定めるところにより、占用料の全部または一部を減額し、または免除することができる。

る。

(監督処分)

第9条 市長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に係る第3条第1項または第5条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状復旧もしくは地域広場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例またはこの条例の規定に基づく処分に違反した場合

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した場合

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、または同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 地域広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 地域広場の保全または公衆の地域広場の使用に著しい支障が生じた場合

(3) 地域広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大東市立児童厚生施設条例の廃止)

2 大東市立児童厚生施設条例(昭和45年条例第9号)は、廃止する。

別表（第6条関係）

種類		単位		占用料(円)
		数量	期間	
行商、募金、その他これらに類する行為をすること。		1 m ²	1 日	800
業として写真または映画を撮影すること。		1 箇所	1 時間	2,000
興行を行うこと。		1 m ²	1 日	54
催しのために地域広場の全部または一部を独占して使用すること。		1 箇所	1 日	2,000
電柱、支柱、支線柱または支線を設けること。		1 本	1 年	1,400
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設けること。	外径が0.2m未満のもの	1m	1 年	300
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1 m	1 年	400
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	1 m	1 年	950
	外径が1m以上のもの	1 m	1 年	1,900
地下構造物を設けること。		1 m ²	1 年	1,900
郵便差出箱を設けること。		1 個	1 年	760
公衆電話所を設けること。		1 個	1 年	1,900
標識を設けること。		1 本	1 年	1,500
工事用板囲、足場、詰所その他工事用材料置場を設けること。		1 m ²	1 月	1,000
はり札もしくははり紙をし、または広告を表示すること。	一時的に設けるもの	表示面積 1 m ²	1 月	720
	その他	表示面積 1 m ²	1 年	7,200

備考 単位の計算については、1時間を単位とするものにあつては1時間に満たない端数は1時間、日を単位とするものにあつては1日に満たない端数は1日、月を単位とす

るものにあつては1月に満たない端数は1月、年を単位とするものにあつては1年に満たない端数は1年、1平方メートルを単位とするものにあつては1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1メートルを単位とするものにあつては1メートルに満たない端数は1メートルとする。

議案第97号

大東市基金条例の一部を改正する条例について

大東市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市学校施設整備基金を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市基金条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表大東市教育文化基金の項の次に次のように加える。

大東市学校施設整備基金	学校施設の整備に要する資金に充てるため資金を積み立てること。
-------------	--------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第98号

大東市下水道条例の一部を改正する条例について

大東市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

下水道事業の健全経営を図る必要があることから、公共下水道の使用料を改定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市下水道条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市下水道条例（平成9年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「626円」を「751円」に、「87円」を「104円」に、「101円」を「121円」に、「121円」を「145円」に、「155円」を「186円」に、「184円」を「220円」に、「213円」を「255円」に、「242円」を「290円」に、「271円」を「325円」に、「300円」を「360円」に、「22円」を「26円」に、「25円」を「30円」に、「28円」を「33円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大東市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の汚水排出量に係る公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後まで引き続く汚水排出量に係る公共下水道の使用料の施行日以後の改正後の条例第18条の規定に基づき最初に算定する使用料の額については、当該排出量を各日均等に排出したものとみなして算定する。
- 4 前2項の規定による使用料の算出において生じる1円未満の端数処理の方法については、上下水道事業管理者が別に定める。